



# 宮 崎 県 公 報

平成28年4月11日(月曜日) 第 2784 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 指定障害児通所支援事業の廃止…………… ( “ ) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 2

○都市計画の変更…………… (都市計画課) 3  
**公 告**

○ダムとダム発電所との兼用工作物の管理の方法  
の公示…………… (河川課) 3

### 公安委員会規則

○警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法  
律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の  
一部を改正する規則…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 291号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成28年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		指 定 年月日	事業等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550200325	放課後等デイサー ビス ジオケア	都城市若葉町73号 3番地3	株式会社L I B E R T A	西諸県郡高原町西 麓 589番地	平成28年3月28日	放課後等デイサ ービス
4550300232	スポーツスタジア ムはーと	延岡市松山町 453 - 1	有限会社はーと介 護	延岡市古川町50番 地5	平成28年4月1日	放課後等デイサ ービス
4550500104	児童通所支援セン ター オリーブ	小林市真方字坂元 920番地1	社会福祉法人興愛 会	西諸県郡高原町大 字広原3845番地18	平成28年4月1日	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス、保育所 等訪問支援

### 宮崎県告示第 292号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		廃 止 年月日	事業等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550500039	指定児童通所支援 事業所 オリーブ	小林市細野 445番 地	社会福祉法人興愛 会	西諸県郡高原町大 字広原3845番地18	平成28年3月31日	児童発達支援

### 宮崎県告示第 293号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす

る。

平成28年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
高千穂町	上町谷川	11-441-1-082	土 石 流
	富野尾	11-441-1-083	土 石 流
	宇登谷川	11-441-2-055	土 石 流
	才 田	I-1-1808	急傾斜地の崩壊
	秋 元	I-1-1810	急傾斜地の崩壊
	西之内	I-1-1811	急傾斜地の崩壊
	西之内-新 ①	I-1-1811-新①	急傾斜地の崩壊
	岩井谷	I-1-1896	急傾斜地の崩壊
	岩井谷-新 ①	I-1-1896-新①	急傾斜地の崩壊
	黒葛原-1	I-1-3723	急傾斜地の崩壊
	上岩戸小- 新①	I-1-3725-新①	急傾斜地の崩壊
	栃の木	II-1-1809	急傾斜地の崩壊
	栃の木-新 ①	II-1-1809-新①	急傾斜地の崩壊
	登 尾	II-1-1812	急傾斜地の崩壊
	登尾-新①	II-1-1812-新①	急傾斜地の崩壊
	西之内-1	II-1-7978	急傾斜地の崩壊
	黒葛原-2	II-1-7979	急傾斜地の崩壊
	日向秋元	II-1-7981	急傾斜地の崩壊
	野野尻-1	II-1-7982	急傾斜地の崩壊
	今藤-2	II-1-7984	急傾斜地の崩壊
	今藤-2- 新①	II-1-7984-新①	急傾斜地の崩壊

	今藤-2- 新②	II-1-7984-新②	急傾斜地の崩壊
	三 合	II-1-7986	急傾斜地の崩壊
五ヶ瀬町	揚 川	11-443-1-029	土 石 流
	原尾野	I-1-2007	急傾斜地の崩壊
	揚	I-1-2008	急傾斜地の崩壊
	揚-新①	I-1-2008-新①	急傾斜地の崩壊
	道の上	I-1-3799	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 294号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 ( 溪 流 ) 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
高千穂町	富野尾	11-441-1-083	土 石 流
	宇登谷川	11-441-2-055	土 石 流
	才 田	I-1-1808	急傾斜地の崩壊
	秋 元	I-1-1810	急傾斜地の崩壊
	西之内	I-1-1811	急傾斜地の崩壊
	西之内-新 ①	I-1-1811-新①	急傾斜地の崩壊
	岩井谷	I-1-1896	急傾斜地の崩壊
	岩井谷-新 ①	I-1-1896-新①	急傾斜地の崩壊
	黒葛原-1	I-1-3723	急傾斜地の崩壊
	上岩戸小- 新①	I-1-3725-新①	急傾斜地の崩壊
	栃の木	II-1-1809	急傾斜地の崩壊

	栃の木-新①	II-1-1809-新①	急傾斜地の崩壊	<p><b>宮崎県告示第 295号</b></p> <p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。</p> <p>なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び日南市地域振興課において公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成28年 4 月11日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 日南都市計画臨港地区 油津港臨港地区</p> <p>2 都市計画を変更する土地の区域 日南市園田 3 丁目の一部</p>
	登 尾	II-1-1812	急傾斜地の崩壊	
	登尾-新①	II-1-1812-新①	急傾斜地の崩壊	
	西之内-1	II-1-7978	急傾斜地の崩壊	
	黒葛原-2	II-1-7979	急傾斜地の崩壊	
	日向秋元	II-1-7981	急傾斜地の崩壊	
	野野尻-1	II-1-7982	急傾斜地の崩壊	
	今藤-2	II-1-7984	急傾斜地の崩壊	
	今藤-2-新①	II-1-7984-新①	急傾斜地の崩壊	
	今藤-2-新②	II-1-7984-新②	急傾斜地の崩壊	
	三 合	II-1-7986	急傾斜地の崩壊	<p style="text-align: center;"><b>公 告</b></p> <p>河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により、日南ダムと日南ダム発電所との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。</p> <p>なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日南土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成28年 4 月11日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 河川の名称 二級河川広渡川水系酒谷川</p> <p>2 河川管理施設の名称又は種類 日南ダム</p> <p>3 河川管理施設の位置 宮崎県日南市大字酒谷甲1761番地 1</p> <p>4 管理を行う者の氏名及び住所 名称 電気事業者 宮崎県企業局 住所 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号 代表者の氏名 企業局長 図師 雄一</p> <p>5 管理の内容 低水放流設備（取水設備から水圧鉄管接続部までの部分とし、水圧鉄管分岐点から低水放流設備室並びに利水放流管及び緊急放流管を除く。）の工事、維持及び運用</p> <p>6 管理の期間 発電運用の開始日から日南ダム発電所の水利使用が廃止されることとなる日まで</p>
五ヶ瀬町	揚 川	11-443-1-029	土 石 流	
	原 尾 野	I-1-2007	急傾斜地の崩壊	
	揚	I-1-2008	急傾斜地の崩壊	
	揚-新①	I-1-2008-新①	急傾斜地の崩壊	
	道 の 上	I-1-3799	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

**公安委員会規則**

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年 4 月11日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

**宮崎県公安委員会規則第12号**

**警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則**

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則（平成27年宮崎県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（公表の方法及び期間）	（公表の方法及び期間）
第 4 条 公安委員会は、公表対象処分を行ったときは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課において警備業・探偵業行政処分	第 4 条 公安委員会は、公表対象処分を行ったときは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課において警備業・探偵業行政処分簿（

簿（別記様式。以下「処分簿」という。）を作成して備え付けるとともに、当該処分簿の内容を宮崎県警察のホームページに掲載することにより公表するものとする。

2 [略]

別記様式。以下「処分簿」という。）を作成して備え付けるとともに、当該処分簿の内容を宮崎県警察のホームページに掲載することにより公表するものとする。

2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。